

木城町告示第21号

令和3年第6回木城町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年5月28日

木城町長 半渡 英俊

1 期 日 令和3年6月4日（金）午前9時

2 場 所 木城町議会議場

○開会日に応招した議員

久保富士子君

桑原 勝広君

森 伸夫君

眞鍋 博君

神田 直人君

黒木 泰三君

後藤 和実君

甲斐 政治君

原 博君

中武 良雄君

○6月7日に応招した議員

同上

○6月10日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

令和3年6月4日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 1) 議長の諸般の報告
 - ①議長の会務報告
 - ②例月現金出納検査結果の報告
 - ③補助団体等の監査結果の報告
 - ④議員派遣の報告
 - 2) 町長の行政報告
 - ①町長の政務報告
 - ②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
 - ③報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
 - ④報告第3号 放棄した私債権の報告について
 - ⑤報告第4号 法人の経営状況を説明する書類について
- 日程第4 議案第43号 木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第44号 木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第45号 木城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第46号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第47号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第2号)

- 日程第9 議案第48号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第49号 令和3年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第50号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第51号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第52号 高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
日程第14 議案第53号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
日程第15 議案第54号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16 議案に対する質疑
日程第17 各常任委員会議案審査付託
日程第18 散会
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
1) 議長の諸般の報告
①議長の会務報告
②例月現金出納検査結果の報告
③補助団体等の監査結果の報告
④議員派遣の報告
2) 町長の行政報告
①町長の政務報告
②報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
③報告第2号 繰越明許費繰越計算書について
④報告第3号 放棄した私債権の報告について
⑤報告第4号 法人の経営状況を説明する書類について
日程第4 議案第43号 木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5 議案第44号 木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第6 議案第45号 木城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第46号 木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第47号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第48号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第49号 令和3年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第50号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第51号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第52号 高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第14 議案第53号 一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について
- 日程第15 議案第54号 木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案に対する質疑
- 日程第17 各常任委員会議案審査付託
- 日程第18 散会

出席議員（10名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 神田 直人君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
10番 原 博君	11番 中武 良雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君
書 記 池田真那海君

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君
代表監査委員	桑原 正憲君		

午前9時00分開会

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

なお、本定例会はクールビズ対応としております。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、令和3年第6回木城町議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場においては、マスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

令和3年第6回木城町議会定例会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、5月31日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中武 良雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、森伸夫君、5番、眞鍋博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中武 良雄） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月10日までの7日間にいたしたいと思いを
ます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月10日ま
での7日間に決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（中武 良雄） 日程第3、諸報告を行います。

これより、議長の諸般の報告について、議長の会務報告、例月現金出納検査結果の報告、補助
団体等の監査結果の報告、議員派遣の報告を行います。

まず、議長の会務報告を行います。

別紙、議長の会務報告により、主なものを報告いたします。

3月、4月報告については、前議長が出席されたものでありまして、後で報告書にお目通しを
お願いしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、4月30日からの会務報告をさせていただきます。

4月30日に、第5回臨時議会が行われました。もう既に、新体制にて議会もスタートしてお
るところであります。残された2年間、新体制にて町政の福祉向上のため、努力してまいります
ので、よろしくお願ひいたします。

コロナ禍により、行事の延期や中止がある中で、5月14日、児湯郡（市）町村議会議長会定
例会正副議長研修会が高鍋町役場2階であり、森副議長と出席いたしました。役員改正において、
新会長に高鍋町議会議長の緒方直樹氏、副会長に川南町議会議長の中村昭人氏が選任されました。

5月26日、第194回宮崎政経懇話会児湯・西都地区例会が高鍋であり、講師に共同通信社
論説委員長の鈴木博之氏により、「菅政権の課題と衆院選の展望」について講話がありました。

5月30日、一ツ瀬川土地改良区の会長以下3名の方が来訪され、国営かんがい排水事業、一
ツ瀬川地区更新事業の着工に関する説明を議員全員で受けたところでもあります。

6月2日、宮崎観光ホテルにて、宮崎県町村議会議長会臨時総会議長研修会がありました。役
員改正があり、新会長に高原町議会議長の温谷文雄氏、副会長に日之影町議会議長の一水輝明氏、
高鍋町議会議長の緒方直樹氏が選任されました。後の講演では、元全国都道府県議会議長会事務
局次長の内田一夫氏により、議長の権限と議会をめぐる課題について講話があり、議長としての
認識をさらに新たにしたところでもあります。

以上で、私の会務報告を終わります。

次に、例月現金出納検査結果の報告、補助団体等の監査結果の報告については、別紙がお手元に配付してありますので、それにより報告に代えます。

次に、議員派遣の報告を行います。

会議規則第127条第1項の規定により、議員派遣された件は、別紙、議員派遣の報告のとおりであります。報告書1番、宮崎県町村議会議長会臨時総会議長研修会の件については、先ほどの議長の会務報告の中で報告いたしましたので、省略いたします。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告を行います。

まず、町長の政務報告、次に、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）、次に、報告第2号繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）、次に、報告第3号放棄した私債権の報告について（簡易水道使用料及び督促手数料）、次に、報告第4号法人の経営状況を説明する書類について（有限会社グリーンサービス・コスモス）、以上5件について、登壇の上、町長の報告を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 本日、令和3年第6回木城町議会定例会を招集いたしましたところ、新型コロナウイルス感染症対策のさなか、そして梅雨を迎えて、議員の皆様には、何かと多事多難の中に全員の出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会におきましては、条例案5件、補正予算案5件、事務の委託2件、合わせまして12議案のご審議をお願い申し上げますので、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、政務報告の前に、2点、報告をさせていただきます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられました方々に、衷心よりお悔やみを申し上げますとともに、罹患され療養中の方々にお見舞いを申し上げます。そして、日夜、治療や住民の健康を守るために懸命な努力をなされています医療従事者、並びに福祉施設などに入居されている高齢者の感染リスク軽減に細心の注意を払いながらご奮闘されています福祉関係従事者に、心からのねぎらいと敬意を申し上げます。

そういった中に、宮崎県におきましては、3月2日から26日まで新たな感染確認もなく推移をしておりましたが、4月以降、第4波と言われる感染急拡大となりました。そこで、5月3日には県内の警報レベルがレベル2の特別警報から、レベル3の感染拡大緊急警報に引き上げられ、5月10日から31日まで2度目の県独自の緊急事態宣言が発令をされました。6月1日からはレベル3の感染拡大緊急警報に移行しております。

現在、木城町におきましては、2月4日の11例目から感染者は確認されておりません。町民一人一人の感染予防意識のたまものだと思っております。

発症予防、感染予防、重症化予防に効果的であります新型コロナワクチン接種についてであります。65歳以上の高齢者を対象にして、1回目が5月10日から始まり、31日から2回目の接種が始まっております。これまで、接種予約から接種後まで、これといった問題や副反応もなく、スムーズに円滑に実施をされております。

今後も、感染力の強い変異ウイルスの影響による急拡大が懸念される中、国、県と連携しながら、町民の皆様が一日も早く元の日常の生活を取り戻し、安心して暮らせるように、感染抑止に全力を挙げてまいります。

なお、詳細につきましては、一般質問で出されていますので、そのときにご報告等させていただきます。

2点目は、故長友和吉様が預託されました文化財問題の件であります。

このことにつきましては、定例会ごとに、政務報告の中で報告をさせていただいております。3月議会定例会以降の経過等であります。

教育委員会が主体となり、たかなべ法律事務所の高橋康朗弁護士に木城町の交渉代理人となっただいております。これまで13名の相続人に対して謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解解決を図ってきております。

13名のうち9名の相続人に謝罪をして賠償金を支払い、和解契約を締結しております。残りの4名の相続人は、謝罪も賠償金も受け入れないとなっております。今後も引き続き、謝罪と賠償金をお示しした上で、個別に和解交渉を継続して解決を図ってまいります。

なお、和解契約の締結に至っていない相続人の一人であります日向市在住の長友武彦氏から、令和3年4月14日付で公文書公開請求がありました。

公開請求のあった公文書は、故長友和吉様から木城町へ預託された文化財資料である民族資料の鑑定評価書です。鑑定人2名から公文書公開についての参考意見を頂き、高橋弁護士と相談した上で、公開請求者である長友武彦氏に対し、4月27日付で公文書の公開決定を通知し、5月11日付で公開請求のあった公文書を交付いたしました。

さらに、公文書の交付後、5月18日付で長友武彦氏から、鑑定評価書の内容や家宝を再度探し出してほしい旨について文書による申出がありました。これに対しましては、「木城町としては、できる調査は全て尽くしたものと考えているところであり、これ以上の調査のご意向には、大変遺憾ながら応じかねる」と回答し、併せまして、和解に向けてのご協力をお願いをいたしました。

それでは、町長の政務報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止及び感染拡大緊急警報等の観点から、今もなお、会議や事

業及びイベントなどが規模縮小開催、延期や中止となっている中で、3月議会定例会以降の政務について、お手元の政務報告により報告をさせていただきます。

1 ページを御覧ください。

初めに、3月16日は木城中学校47名、19日にはめばえ保育園26名、25日には木城小学校45名の卒業式及び卒園式が行われました。昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、来賓なしなどの規模を縮小しての開催となりました。

児童生徒及び保護者並びに関係者には、成長して巣立っていく園児や児童生徒にお祝いを申し上げ、新たなステージで羽ばたくことの期待を申し上げます。

次に、18日でございます。企業版ふるさと納税として、延岡市に本社があります株式会社マルセイ電器代表取締役節賀誠様から、「みんなで創る 明日に向けて翔くまち 木城」実現プロジェクト事業に対しまして、100万円の寄附を頂きました。地域貢献と感謝の意を表して、感謝状を贈呈いたしました。さらには、中之又のかぐら宿にも100万円の寄附を頂きました。

なお、マルセイ電器は1967年（昭和42年）に設立をされ、家電製品販売と太陽光発電販売並びにその設置工事をなされている会社で、延岡に本社があります。

次に、22日でございます。東京都に本社があります株式会社教育施設研究所代表取締役飯田純一様から、企業版ふるさと納税を頂くことになり、地域貢献と感謝の意を表するため、感謝状を贈呈いたしました。寄附額は、3年間で150万円です。

なお、株式会社教育施設研究所様は1964年（昭和39年）に設立され、主に教育・研究施設や医療・福祉施設などの設計を行う建築設計事務所で、木城町義務教育学校建設の設計をしていただいております。

次に、23日でございます。宮崎河川国道事務所において、小丸川水系流域治水協議会が開催されました。水害リスクの増大に備え、小丸川流域の自治体や関係機関が主体的に取り組み、浸水被害の軽減を図ることなどの流域治水プロジェクトの最終取りまとめを行ったところであります。

次に、24日でございます。宮崎県で第1号となります株式会社宣通と、広告つきAED無償設置事業協定書を締結いたしました。1台でも多く設置され、普及することで多くの命が救われるものと思っております。最新鋭の広告つきAEDを総合交流センターリバリスに設置をしていただきました。

それから、ANA地域おこし企業人として、吉野健様から着任挨拶を受けました。4月1日から法人化いたしました木城町ふるさと振興協会において、観光産業推進業務を担っていただきます。

次に、27日でございます。鹿屋体育大学との連携事業の取組の一環で、日めくり健康カレン

ダーを作成いたしました。コロナ禍において、家に閉じ籠もりがちな高齢者のフレイル予防にもつながるものとして、一人でも多くの高齢者に活用していただきたいと思っております。保育園児から中学生までの子供たちのイラストもあり、楽しく元気を頂きながら日めくり健康エクササイズができるものと思っております。

次に、29日でございます。平成17年11月に本格開業をし、木城町を含む県央地域10市町村から排出されます一般廃棄物及び産業廃棄物を円滑かつ適正に処理をしてまいりました、宮崎県環境整備公社の最後の定例理事会がエコクリーンプラザで行われました。

令和3年3月31日の公社解散に向けての財産処分手続等への最終確認を行い、エコクリーンプラザみやざきの運営が4月1日から宮崎市への事業引継書が締結されました。

次に、31日でございます。産業振興課長を最後に36年間勤めていただきました渕上達也氏、教育課主管兼課長補佐を最後に24年間勤めていただきました小嶋一洋氏、2名のお別れ式を行い、退職者辞令交付式を行いました。木城創生と地域振興の支援員として奮闘努力していただきましたことのねぎらいを申し上げ、木城町発展にこれからもご貢献いただきたい旨を申し上げます。

4月1日でございます。めばえ保育園の入園式は8名の小さな主役を迎えて、100名のスタートとなりました。

午後からは、学校転入教職員対面式に臨みました。佐藤健一郎木城中学校長はじめ21名の先生方、及び教育委員会事務局の酒匂慎一郎指導主事が木城町に赴任をされております。新型コロナウイルス感染症予防も踏まえ、児童生徒の健康と安全を第一にして、教育の機会の確保を図っていただきたいと申し上げます。

さらには、義務教育学校開設開校に向けての協力と支援をお願い申し上げます。その上で、今まで培われてこられました、情熱と指導力を遺憾なく発揮していただきたいこともお願いをいたしました。

次に、2ページを御覧ください。

2日には、島田副町長、恵利教育長とともに、河野知事はじめ県庁など関係機関等に年度初めの挨拶を行いました。知事及び副知事、各部長とも和やかに歓談ができ、応援を頂ける思いがひしひしと伝わってまいりました。

次に、7日は第75回木城中学校入学式、12日には第123回木城小学校入学式が、来賓なしなど規模を縮小して開催されました。

木城中は42名を迎えて140名でスタート、木城小は49名を迎えて331名でスタートいたしました。現下の新型コロナウイルス感染症防止を徹底しながら、教育機会の確保と児童生徒の教育環境の整備を図ってまいります。

次に、22日でございます。令和3年度の第1回目の行政事務連絡委員会及び自治公民館長会議を開催いたしました。コロナ禍における町民お一人お一人の公衆衛生対策の実践に感謝を申し上げた上で、安心できる日常を取り戻すために、ともに乗り越えていきましょうと挨拶をさせていただきました。併せまして、令和3年度の行政目標であります「町民が主役の町づくり」「教育の町づくり」「ポストコロナの新しい社会の実現」という3つの視点から、町づくりに取り組んでいくことを申し上げました。

次に、25日でございます。児湯地区における東京2020オリンピック・パラリンピック聖火リレーフォトセッション及びミニセレブレーションが高鍋町で行われました。

木城町代表として、聖火ランナーは比木の永友綾香さん、サポートランナーとして中学2年生の安田藤悟さんと小学6年生の山崎吏駒さんが聖火リレーに参加をされています。

3ページを御覧ください。

次に、26日でございます。児湯学友団コンソーシアム協議会の設立総会がありました。東児湯地域内にある2つの県立高校と東児湯5町が連携して、両高が持つ教育資源を活用し、中学生時代から人材を育てる仕組みづくりのための共同事業体であります。今後、協議会会則にのっとり事業を展開してまいります。なお、会長に高鍋町長、副会長に川南町長、監事に私が就任いたしました。

次に、30日でございます。第5回木城町議会臨時会を招集し、税条例改正、一般会計及び国民健康保険事業特別会計補正予算の専決処分を認定していただきました。併せまして、一般会計補正予算を原案のとおり可決を頂きました。感謝を申し上げます。

なお、議会議員構成替えが行われました。中武良雄議長はじめ議員各位におかれましては、引き続き、「木城創生・より良い町づくり」にご指導・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、5月3日、9日及び28日には、第4波と思われる新型コロナウイルス感染拡大を受け、知事と市町村長のウェブ会議が開催をされました。県内の感染状況の共有と感染拡大対策等について意見交換を行い、警戒レベルの引上げや県独自の非常事態等を協議いたしました。改めて、会食は4人以下で2時間以内、イベントにおける会食等の制限、高齢者施設・障害者施設の面会制限、外出自粛、県外との往来自粛などの行動要請等をコスモス通信及びホームページ等で町民に呼びかけを行いました。

次に、6日でございます。昨年に引き続きまして、風水害及び台風や地震などの自然災害に備えての宮崎地方気象台長との緊急時ホットライン訓練を行いました。お互いの携帯電話で直接やり取りを行うことで、災害対応のありよう、情報共有などを再確認いたしました。

災害は、いつでも、どこでも、やってくるという常在危機の意識を持って、平時から有事に備えることが肝要だと考えております。

次に、7日でございますが、栲瀬地区農地整備事業の説明を小丸川土地改良区から受けました。事業概要は、県営経営体育成基盤整備事業により、整地工事、道路工事、用水路工事、排水路工事、暗渠排水工事を行うものです。

1期工事は、受益面積11.3ヘクタール、事業費8億1,430万円で、工期は令和3年度から令和8年度までとなっております。2期工事は、受益面積19.7ヘクタール、事業費7億7,990万円で、工期は令和4年度から令和9年度までであります。

令和2年度時点での概算では、補助率は国が55%、県が27.5%、町負担が5%、農家負担は12.5%となっております。

なお、工事後の営農をスムーズに行うため、導入可能な高収益作物や水田二毛作についても検討を加えていくことが報告をされました。

次に、政務報告には記載されていませんが、10日の午後、木城町地域婦人連絡協議会の甲斐恵子会長が見えられ、令和3年度から宮崎県地域婦人連絡協議会の会長就任の報告がありました。小さい町から宮崎県の社会教育関係団体の一つの会長に就任されますことは、甲斐会長の常に前向きな行動力に敬意を表しますとともに、めったにないことでもあり、誇らしいものだと思っております。

木城町区からは、宮崎県青年団会長をされた幸津誠氏以来、2人目だと記憶をしております。

次に、14日は、有限会社グリーンサービス・コスモスの第18期株主総会に出席をいたしました。昨年度の事業報告と今年度の事業計画等が審議され、株主の承認を頂きました。

挨拶で2点申し上げました。1点目は、議会のご理解を頂きながら公的資金を投入していますので、さらなる経営努力をしていただきたいということ。2点目は、農業人口の減少と高齢化が大きな課題である以上、今後、GSCが単に農作業の受委託のみならず、担い手の育成・確保のためのトレーニング事業体としての在り方も検討していただきたいことを申し上げたところであります。

なお、経営状況の詳細につきましては、この後の報告第4号でご報告をさせていただきます。

午後からは、感染防止対策を講じながら規模を縮小して、木城町商工会の第60回の節目の通常総会が開催され、来賓挨拶をいたしました。

昭和35年に商工会法が施行され、木城町においては、翌年の6月14日に会員88名で現在の木城町商工会が設立され、今や171名の会員を有するまでに充実発展されております。創立60年を契機として、今後も商工業者の経営改善をはじめとして、地域内経済振興など幅広い活動を期待しております。

役員改選が行われましたが、引き続き、長友道泰会長、西和浩副会長、武吉昌秀副会長が就任されています。なお、令和3年4月から、県の支援事業であります商工会事務局体制強化事業補

助金を活用して、地域振興コーディネーターとしての事務局長の設置をしております、事務局長には、前副町長の横田学氏が就任をされています。

次に、26日でございます。食生活改善推進員及び母子保健推進員の委嘱状交付式を行いました。食生活改善推進員には、食を通して地域の健康づくりという大きな使命を持って活動していただきたい旨を、母子保健推進員には、小さいお子様を持つ方々の身近な相談相手としての子育てサポートをお願いいたしました。なお、食生活改善推進員の一人として、久保富士子議員が推進員として活躍をされています。

次に、6月1日でございます。農業経営の規模拡大、農業担い手の確保・育成、農業生産性の向上等に対する事業を行っております、公益社団法人宮崎県農業振興公社の理事会に出席をいたしました。6月29日開催予定の定時社員総会に付する議案を審議いたしました。

なお、理事長につきましては、令和3年4月1日から、前県議会事務局長であられました亀澤保彦氏が就任をされています。

以上で、町長の政務報告を終わらせていただきます。

引き続き、報告をさせていただきます。

初めに、報告第1号。報告第1号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和2年度木城町一般会計予算に係る繰越明許費は、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

次に、報告第2号。報告第2号は、繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和2年度木城町簡易水道事業特別会計予算に係る繰越明許費は、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり翌年度に繰越しをいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告をするものであります。

次に、報告第3号。報告第3号は、放棄した私債権の報告についてであります。

木城町私債権管理条例第13条第1項第1号の規定により、平成16年度から平成24年度までの24人、107件の簡易水道使用料23万4,782円及び督促手数料9,100円の債権放棄をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告をするものであります。

最後に、報告第4号。報告第4号は、法人の経営状況を説明する書類についてであります。

地方自治法の規定により、町の出資法人であります有限会社グリーンサービス・コスモスの第18期経営状況を報告します。

有限会社グリーンサービス・コスモスは、平成24年度から営農部門を完全に廃止し、本来の目的でありました遊休農地の発生防止と解消を目的に、農作業受託を主体に切り替え、経営改善に取り組んでいるところであります。前年度と比較いたしますと、受託件数は29件の増加。受

託面積も7.8ヘクタール増加しております。

今後も、農家数の減少や高齢化に伴い、営農の継続が難しい農地が増加するものと予測されますので、将来に向けて農地をしっかりと守っていくためにも、積極的に農作業受託の増加に努めていく必要があると考えております。

それでは、経営内容についてご説明をいたします。

あらかじめ、お手元に配付させていただいております、有限会社グリーンサービス・コスモス第18期株主総会資料の4ページを御覧ください。

初めに、損益計算書での決算状況を報告いたします。

損益計算であります。売上高は1,179万7,978円で、それに対します売上原価は621万5,071円となっており、差引きの売上総利益は558万2,907円であります。その額から、販売費及び一般管理費の1,131万1,958円を差し引いた後の572万9,051円が営業損失となります。

一方、営業外収益は、町の運営補助金や受取家賃及び雑収入等で737万1,646円。営業外費用はありませんので、営業外収益から営業損失を差し引きました164万2,595円が経常利益となっております。

また、特別利益及び特別損失の計上はなく、税引前当期純利益は164万2,595円となっております。その額から、法人税、住民税及び事業税の18万2,500円を差し引きました第18期の当期純利益は146万95円となっております。

3ページに戻っていただきまして、資産の状況でございますが、資本金9,917万円のうち、第18期の決算時点で繰越利益剰余金はマイナスの6,033万9,056円となっており、差し引きますと、純資産といたしましては3,883万944円となっております。

なお、繰越利益剰余金につきましては、昨年比で146万95円の額を圧縮しており、集約が進む中での受託額の維持を考えますと、経営状況につきましても、少しずつではありますが改善してきていると判断をしております。しかし、依然として厳しい状況にあることには変わりありません。

次に、参考資料によります年度別決算状況及び各部門の収入状況をご報告させていただきます。

15ページをお開きください。

年度別決算状況及び折れ線グラフの年度別決算推移を見ていただきますと、売上高は対前年比45万円増の1,179万8,000円となっております。

経常利益は、令和元年度は297万6,000円に対し、令和2年度は164万3,000円で、133万3,000円の減となっております。

売上高は増加したものの、経常利益が減となった理由といたしましては、売上原価及び一般管

理費が増加したものであります。

うち売上原価は、トラクターやコンバインの修理等がありましたので、対前年比95万9,000円増の621万5,000円。一般管理費は、老朽化しておりましたトラックの買換えに伴う租税公課や保険料等の増により、対前年比57万4,000円増の1,131万2,000円となっております。

16ページをお開きください。

次に、受託作業の実績ですが、前年度と比較いたしますと、受託件数では29件増の683件、受託面積で7.8ヘクタール増の166.4ヘクタールとなっており、対前年度比率では、件数で約4.4%の増、面積では約5%の増となり、2年続きました微減から増加に転じました。

これは、営農部門を完全に廃止し、受託作業に特化した平成24年度と比較いたしますと、件数で237件の約53%の増加、面積では36.54ヘクタールで約28%の増加となっております。

8ページと9ページを御覧ください。

令和3年度の事業計画でございますが、前年度と比較しますと、農作業受託は、金額ベースで昨年度決算より約175万円増の1,355万円、面積は、昨年度実績より26.9ヘクタール増の193.3ヘクタールの計画となっております。

なお、参考資料の17ページ以降は、事業実績及び収支決算並びに事業計画及び収支予算の前年度との比較となっておりますが、内容につきましては、これまで説明したとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

有限会社グリーンサービス・コスモスの経営に関しましては、本来であれば、受託収入に必要な経費を賄うのが理想でありますけれども、経費が割高となる山間部の形状の悪い土地や、兼業農家などの小規模面積の農地などの作業受託を積極的に行っていることから、今後も厳しい経営状況が続くものと考えております。したがって、町といたしましては、今後も運営補助金による財政支援を考えております。

また、条件不利地域等におきましては、他の農作業受託組織に積極的な受託を行わせることは難しく、民間事業者との競争性は低いことや、農業者の高齢化、兼業農家の負担軽減、耕作放棄地の解消などにつながることから、有限会社グリーンサービス・コスモスは、高い公益性のある組織として、木城町になくはないものだと確信をいたしております。

また、昨年からはべすの試験栽培や飼料用米の作付にも取り組んでいるところであります。

町といたしましては、有限会社グリーンサービス・コスモスには、引き続き、コスト意識を高め、作業の効率化などに取り組んでいただき、利用者に信頼され、また、地域に役立つ会社となるよう努力を求めてまいります。

今後も、議員各位のご理解を賜り、ご指導、ご助言をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（中武 良雄） 以上で、町長の行政報告は終わりました。

報告第4号については、慣例により質疑を行います。

報告第4号法人の経営状況を説明する書類についてを議題といたします。

報告第4号に対する質疑はありませんか。1番、久保富士子君。

○議員（1番 久保富士子君） 18ページの一般管理費についてお尋ねいたします。

2番目の役員報酬、これは令和元年度25万9,000円、令和2年度が倍近くに増額しているわけですが、この詳細説明をお願いいたします。

○議長（中武 良雄） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 役員報酬についてのお尋ねでございます。

令和元年度と比べて、24万5,000円の増ということになってございますが、これは増加したというわけではございません。この5月24日に、私、代表取締役就任しておりますけれども、それまでの間は上田取締役が代表取締役を務めております。上田取締役には、通常給料ということで支給をしておりますが、この期間は役員報酬ということで整理をさせていただいております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。7番、黒木泰三君。

○議員（7番 黒木 泰三君） グリーンコスモスにつきましては、町長が言われましたように、非常に大事な法人ということになっておりますが、私もそれについては理解しながらきておるわけでございます。

それで、9ページの、全体的には委託料というのがあるのですが、委託料は何なのか、一応予算案ではゼロということになっております。その点と、あと一つは、肥料やら農薬が使われているけれども、これは何なのか。これは先ほど町長が言われた件だろうというふうに思っております。

それから、あと1点は、税引き前の当期純利益の計算がCプラス6となっているのですが、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（中武 良雄） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 3点ご質問いただきました。

まず、委託料についてでございます。これは、過去委託を行っていた時期があるのかと思っておりますが、科目だけ残っているというところでございます。そういう意味でゼロという形で計上さ

せていただいております。

それから2点目、肥料、農薬等があるということでございますけれども、これは防除でありまして肥料散布、そうしたところの資材費ということかと考えてございます。

3点目でございます。税引き前当期利益の計算でございますけれども、すいません、これは表記のほうが悪っております。大変申し訳ございません。Cプラス6、6というのは特別利益、マイナス7、特別損失の分のマイナス7が抜けておるかと思存します。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 大変ご苦勞されて、累積赤字も若干ですけれども圧縮をされております。先ほど町長も申されたように、遊休農地並びに耕作条件不利地等の営農支援と高齢者対策というようなことで大事な事業であるというふうに理解しておりますが、さらに経営安定化に向けて頑張っていただきたいと思存します。数字の中で若干教えていただきたいというふうに考えております。

まず、3ページでありますけれども、3ページの流動資産の中の売掛金、立替金、後で出てきますが、貸倒れも発生をしているようではありますが、正常資産であるのか、回収困難な案件もあるのか、そういったものを教えていただきたいと思存します。

それから、流動負債の中の未払い金、未払い費用、これの内容を教えていただきたいと思存します。

それから、一般的な経営でありますと資材等の一部については棚卸しが、通常残るのが普通でありますけれども棚卸しが無いということで、材料費の未払いはあるけれども、棚卸しは無いということで理解をさせていただきたいと思存します。

それから、監査を経て、株主総会も承認された資料でありますので、正確な資料だというふうに判断をさせていただきますが、4ページの集計欄、期末棚卸高621万5,071円、これが存在するのであれば売上原価を減額すべきであり、当期利益がこの146万円ではないというふうに判断しますが、その内容を教えていただきたい。

雑収入が737万1,646円という集計になっておりますが、これの内容を教えていただきたいと思存します。

それから、5ページでありますけれども、販売費及び一般管理費の計算内訳ということでありますが、接待交際費2万1,277円の内容。それと、ドローン操作研修ということで研修されておりますが、この研修の内容。2名行かれたのかなと思存しているのですが、内容と、それと貸倒償却3万2,000円、これの経過なり内容を教えていただきたい。科目の関係でありますけれども、9ページの予算と比較しますと、貸倒償却と貸倒損失という科目になっておりますが、そ

の違い。

それから、5ページの厚生費と9ページの福利厚生費、これの違いを教えてくださいたいと思います。

それから、最後ですけれども、3年の計画の中で受託面積の拡大を図るということで、実績と比較しますと面積の増加計画となっておりますが、増加が26町9反ということで、これの根拠はどうなっているのか。面積課税の根拠と効率的な作業を行うということかもしれませんが、原価表は20万7,000円しか相対で増加になっていないということで、その根拠等を分かれば教えてくださいたい。

それから、ドローンの研修の成果が令和3年度に何か効果があるのか、3年度以降、4年度以降に何かそういったものの計画があるのか。そういったことがあれば教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） ご質問ありがとうございます。少し質問がたくさんございまして、聞き漏らしておる点があるかもしれません。その点をご指摘いただければと存じます。

まず、1点目、売掛金、立替金についてでございます。

売掛金につきましては、昨年度136万807円でございますが、いわゆる過年度分、これが50万8,732円ございまして、昨年度よりマイナスの3万3,600円ほど減少しております。残り85万2,000円余りが当年度の売掛金でございます。これは、3月分等の支払いを、年度がまたがることによって売掛金となっているというものでございます。

それから、立替金でございますけれども、これは、実は所得税の還付金でございますが、これは職員の給料を源泉徴収をいたしまして税務署に翌月支払うというものでございますが、年末調整で還付になる分を事業所が立て替えまして、その分は翌月以降の税務署への納付分から相殺するという手続になっております。その分が、昨年度は還付金が少し多くございましたので、還付が年度をまたがってしまったということで立替金という整理をさせていただいております。これは税理士の指導によるものでございます。

それから、未払い金と未払い費用でございます。

少し似たような名前でございますが、未払い金というのは一般的な支払いでございます。未払い費用というのは、継続的な支払いがあるような場合に費用のほうに計上させていただくという会計区分になってございまして、例えば土地の賃借料であるとか、従業員の給料であるとか、そういったものは未払い費用に計上することになります。未払い費用のほうから説明させていただきますと11万5,200円、これは事務員の3月分の給与でございます。今のが未払い費用でござ

ざいます。未払い金のほうはタイヤ交換修理部品、それから燃料代、肥料代、そういったものの合計が70万7,344円となっておりますのでございます。

それから、決算書の書式についてご指摘がございました。4ページ、損益計算書でございます。期末棚卸高が621万5,071円となっていると、棚卸しがこれだけあるのかというご指摘でございますが、昨年、一昨年にご指摘をいただいておりますかと思っております。これにつきまして、私もしっかりと確認をしなければいけないということで、税理士事務所のほうに直接出向きまして、ご説明をいただいておりますのでございます。

結論としては、ここの書式が正しいというご説明でありましたので、このような書式を昨年と同様使わせていただいておりますが、この621万5,071円というのは売上原価の合計を計上、ここに記載しているものでございます。この書式につきましては、全国的な経済団体である経団連のほうから書式が示されておまして、このような書き方をするということになってございます。

それから、こちらのグリーンサービス・コスモスが委託している事業所で使っているソフトというの、全国的に税理士であるとか公認会計士であるとか、そういった会員数が全国でも最大規模の団体のソフトを使っているということでございましたので、これは一般的に使われている適正なものということで判断をいたしておりますのでございます。

それから、関連いたしまして雑収入の欄、こちらに737万1,646円、こちらが計上されておりますが、雑収入の行に書いてございますけれども、これは営業外収益の合計でございますので、営業外収益の合計が737万円余りということでございます。

それから、接待交際費の内訳ということがございました。接待交際費は、例年、年1回、職員の慰安を兼ねまして、決算が終わった後、懇親会を開催しております。その経費でございます。

ドローン操作研修でございますが、令和3年度、ドローンを導入することを計画しておりますので、こちらの操作方法を当然習得しなければなりませんので、その研修ということで2名行っております。

それから、貸倒償却、ございましたが、過年度売掛金のうち、過年度分がなかなか回収困難な案件というまではないのですけれども、なかなか難しいところがございまして、そのうちのお一方がお亡くなりになられたということで回収不能と判断させていただきまして、貸倒償却とさせていただきますのでございます。

それから、厚生費と法定福利費の違いということでございます。厚生費のほうは職員の退職共済掛金でありますとか、健康診断の費用を計上させていただいております。法定福利費のほうは、いわゆる社会保険料、労働保険料、そういったものを法定福利費として計上しているところでございます。

最後、ドローンの研修でございますが、先ほども申し上げましたとおり、令和3年度から農業用ドローンの導入を計画しておりまして、このドローンの導入によりまして、さらなる農作業受託の効率化を図りまして、地域の利用者の皆さんの利便性の向上につなげていきたいと、そのように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） 3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） すいません、たくさん質問しまして。

先ほど売掛金を最初に聞いたのですが、貸倒れで落ちている分があるものですから、その中に、まだこれに準ずるようなものがあるのかなという少し予感なり、それと、そういった回収を現場に任せると、大変現場は忙しいというように思いますので、現場だけに任せずに、何か回収、そういった対応をしていただくといいかなというふうに思ったところです。

それと、厚生費と福利厚生費の違いは内容は分かるのですが、5ページは厚生福利費、9ページには福利厚生で同じ金額が載っているものですから、統一されたほうがいいかなというふうに考えました。

それと、面積拡大の根拠、令和3年度に相当面積が拡大する計画になっておりますので、その根拠があるのかなというのが、知りたいのですけど。

○議長（中武 良雄） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） 言葉足らずなところがございます、大変失礼いたしました。

まず、売掛金につきましてですが、議員ご指摘のとおり、非常に重要なことだと受け止めております。昨年この場でもお話をさせていただきましたが、職員のほうにしっかり回収に努めなければならないということをお話をさせていただきました、一緒になってやってきたつもりでございます。

今年、いろいろ話をしながらやってきたところですが、各戸別巡回、なかなかこれまで回れていなかったところもございますので、戸別巡回を一通り行って、それからなかなか連絡がつかない方とか、いろいろいらっしゃるわけでございますけれども、納付の計画書を立てていただいたりとか、そういうことに取り組んでおります。引き続き、こちらの歳入の確保に努めていきたいと考えているところでございます。

それから、すいません、厚生費と福利厚生費の違いということでございますね。すいません、これは同じものでございますので、今後、誤解のないように同じ言葉で表記させていただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

(「まだ、終わっていません」と呼ぶ者あり)

○議長(中武 良雄) これが残っている。副町長、答えは。副町長。

○副町長(島田 浩二君) 失礼いたしました。面積拡大の根拠でございます。20ページを御覧いただけますでしょうか。行の番号が打ってありますけれども、11番目、12番目、ここが700アール、300アールと増やしてございます。これは、先ほど少しお話をさせていただきましたが、ドローンの導入によりまして作業の効率化、短時間にできるということを踏まえまして、このドローンの作業のできる部分を少し増やしていこうという計画をしているところでございます。

以上でございます。

○議長(中武 良雄) 3番、森伸夫君。

○議員(3番 森 伸夫君) そういう予想をしておったのですけれども、ドローンの効果というか、そういったものの期待をしております。

それともう一つ、税理士の様式の関係だと思うのですが、4ページ、売上原価、ここにやっぱり合計というのがありますので、合計の欄にそのまま今書いてあるところを一つ繰り上げて、合計欄に集計を持ってこれないでしょうかね。

それともう一つは、営業外収益の合計を雑収入の下に持ってきていただいて、一つ繰り下げしていただくと、見るときもはっきりすると思うのですが、もう無理なのでしょうかね。もし、税理士と相談ができるものなら、少し整理していただくと見やすくなるのですけれども。

以上です。

○議長(中武 良雄) 副町長。

○副町長(島田 浩二君) 決算書の損益計算書の部分ですかね。書式でございます。

私も当初、変更が可能ではないかということで税理士さんとよくよくお話をさせていただいたところですが、税理士さんがおっしゃるとおり、しっかりとした書式が全国団体から示されておりまして、それを全国の大半の税理士さんが使われておること。それから、このシステムを利用して、今、税務申告の主流が電子申告になっております。このシステムを利用して税務署に申告するということになってございますので、これと違った書式というのが基本的にはできないということでございます。

以上でございます。

○議長(中武 良雄) ほかに質疑はありませんか。7番、黒木泰三君。

○議員(7番 黒木 泰三君) あと一点、町の運営補助金でございますけれども、これについては、毎年上がって、補助金が増えてきていると私は解釈しておるわけでございますが、今年度も一応40万円程度増やされておるわけでございますが、増やすばかりがいいわけではないわけで

ありまして、自営努力も必要かなというふうに思っているわけですが、その根拠は何なのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中武 良雄） 副町長。

○副町長（島田 浩二君） まさしくご指摘のとおりかと考えております。

私どもとしても、しっかり企業として、今後も引き続き経営改善、コスト削減、売上の販売拡大、そういったところに努めていく必要があるかと存じます。

補助金でございますけれども、昨年度から増えている事情、理由でございます。

補助金につきましては、従来、人件費相当額をいただいております。職員の昇給というものが年度によって発生するわけですが、昨年度は昇給しておりません。一般的には多くの会社で毎年昇給が行われているという中で、経営状況等を鑑みて、昨年、行っていないと。おおむね2年に一度のペースでこれまで昇給をしてきておりますので、その昇給分を見込んで補助金額を増加させておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。以上で、報告第4号に対する質疑を終わります。

これで、諸報告を終わります。

ここで、10分間休憩いたします。

午前10時09分休憩

午前10時16分再開

○議長（中武 良雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第4. 議案第43号

日程第5. 議案第44号

日程第6. 議案第45号

日程第7. 議案第46号

日程第8. 議案第47号

日程第9. 議案第48号

日程第10. 議案第49号

日程第11. 議案第50号

日程第12. 議案第51号

日程第 1 3 . 議案第 5 2 号

日程第 1 4 . 議案第 5 3 号

日程第 1 5 . 議案第 5 4 号

○議長（中武 良雄） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第 4、議案第 4 3 号から日程第 1 5、議案第 5 4 号に至る議案については、朗読は省略し、町長から一括して提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま上程をいただきました議案第 4 3 号から議案第 5 4 号に至る 1 2 議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 3 号。議案第 4 3 号は、木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和 3 年介護保険制度の改正に伴い、指定受託サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、同省令の改正内容に基づき、地域密着型サービスに係る基準を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、災害時の業務継続計画の策定、感染症予防及び蔓延防止措置、事業所における虐待の防止措置等で、今回の介護報酬改定においても感染症や災害への対応力の強化や、制度の安定性、持続可能性の確保を目指し、必要な措置等を基準に盛り込んだものであります。

次に、議案第 4 4 号。議案第 4 4 号は、木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和 3 年介護保険制度の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、同省令の改正内容に基づき、地域密着型介護予防サービスに係る基準を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、災害時の業務継続計画の策定、感染症予防及び蔓延防止措置や事業所における虐待の防止措置等で、今回の介護報酬改定においても感染症や災害への対応力の強化や制度の安定性、持続可能性の確保を目指し、必要な措置等を基準に盛り込んだものであります。

次に、議案第 4 5 号。議案第 4 5 号は、木城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和 3 年介護保険制度の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関す

る基準等の一部を改正する省令が公布され、同省令の改正内容に基づき、介護予防支援等に係る基準を改正するものであります。

主な改正内容といたしましては、災害時の業務継続計画の策定、感染症予防及び蔓延防止措置や事業所における虐待の防止措置等が従うべき基準として定められ、併せて文書負担軽減や手続の効率化のため、署名、押印の見直しや、電磁的記録による保存等が署名に代えて可能になるものであります。

次に、議案第46号。議案第46号は、木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和3年介護保険制度の改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布され、同省令の改正内容に基づき、居宅介護支援等に係る基準を改正するものであります。

主な改正内容としましては、サービス提供開始に際しての説明、会議、面談等でのテレビ電話装置等の活用、災害時の業務継続計画の策定、感染症予防及び蔓延防止措置や事業所における虐待防止阻止等が従うべき基準として定められ、併せまして文書負担軽減や手続の効率化のため、署名、押印の見直しや、電磁的記録による保存等が署名に代えて可能になるものであります。

次に、議案第47号。議案第47号は、令和3年度木城町一般会計補正予算（第2号）であります。

補正予算（第2号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億600万円を追加し、予算の総額をそれぞれ54億5,700万円にするものであります。

歳入の主なものは、町税増額3,401万9,000円、国庫支出金増額544万5,000円、県支出金増額5,273万4,000円、諸収入増額922万1,000円等であります。

歳出の主なものは、総務費増額1,334万1,000円、衛生費増額3,407万6,000円、農林水産業費増額1,489万4,000円、商工費増額3,025万7,000円、教育費増額1,357万5,000円、議会費減額245万円、災害復旧費減額61万8,000円等であります。

次に、議案第48号。議案第48号は、令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,252万円を追加し、予算の総額をそれぞれ6億9,752万円にするものであります。

歳入は、繰入金増額1,252万円であります。

歳出は、総務費増額252万円、保険給付費増額49万9,000円、国民健康保険事業費給付金増額587万円、予備費増額363万1,000円であります。

次に、議案第49号。議案第49号は、令和3年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、歳出を組み替え、簡易水道費増額26万8,000円、予備費減額26万8,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第50号。議案第50号は、令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、保険事業勘定の予算の総額から、歳入歳出それぞれ542万6,000円を減額し、予算の総額を7億2,157万4,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額542万6,000円であります。

歳出は、総務費減額542万6,000円、予備費減額15万円、諸支出金増額15万円であります。

次に、議案第51号。議案第51号は、令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）であります。

補正予算（第1号）は、予算の総額から、歳入歳出それぞれ744万5,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ7,155万5,000円にするものであります。

歳入は、繰入金減額744万5,000円であります。

歳出は、総務費減額744万5,000円であります。

次に、議案第52号。議案第52号は、高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてであります。

高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、川南町と地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により別紙のとおり規約を定めましたので、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第53号。議案第53号は、一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてであります。

一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託について、新富町と地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、協議により、別紙のとおり規約を定めたいので、同条第3項の規定において準用する第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第54号。議案第54号は、木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

介護保険におきましては、特別な理由がある被保険者に対し、介護保険法第142条の規定に基づき、木城町介護保険料減免に関する規則において減免規定を定めており、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者保険料の減免規

定を、令和2年2月1日から適用しています。

今回の改正は、令和3年3月31日までの期間を新型コロナウイルス感染症の影響が続いていることから、令和3年度分についても継続して適用するため、期間の延長等を行うものであります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、可決をしていただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第16. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第16、議案に対する質疑を行います。

これより、提案されました議案第43号から議案第54号に至る議案の1議案ごとの質疑を行います。

なお、議案第43号から議案第54号に至る議案については、総括質疑といたします。

まず、議案第43号木城町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第43号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第44号木城町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第44号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第45号木城町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第45号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号木城町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第46号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号令和3年度木城町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第47号に対する総括質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 25ページでありますけれども、委員会の担当外のところを3点ほど質問させていただきますが、まず民生費の災害救助費、補正額10万円であります、これの内容。

それから、その下の衛生費の保健衛生費の予防費、感染症対策事業費についての内容。

それから最後であります、その下の健康増進事業費の健康マイレージ関係報償費等は当初予算で計画してあったと思いますけれども、計画変更等何かあったのか、内容を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、ご質問の災害救助費関係ですが、当初予算で10万円計上していたかと思いますが、これは火災等の災害見舞金ということでありまして、先日中之又地区の火災発生に対しまして災害見舞金を出しております関係で、今回改めて10万円を補正計上させていただいたところであります。

続きまして、感染症対策事業費関係であります、当初予算では現在行っております高齢者接種分の計上を行っているところであります、今回一番大きいのは高齢者接種分についての追加分ということで427万6,000円ほどを計上しておりますが、その他は今後16歳以上65歳未満に実施予定で、全体で双方3,000人分を想定をしておりますが、その分で残りの予算計上を行っております。

なお、今回の委託料の中には、今回先日の県の7月末までの早期完了に伴います緊急支援体制というのがありますので、それに伴いまして、現在行っている実施の中で接種促進事業に当たる分ということで、今後木城クリニック等で実施を行います個別接種についての費用分も併せて計上しているところであります。

それと、PCR検査の関係であります、現在今回のやはり県の対策事業の中で、スクリーニング等に係りますPCR検査費用の計上がありましたかと思いますが、本町におきましても今後クラスター等の発生を想定したためのスクリーニング検査費用ということで、PCR検査費用分を150件ほど委託料で計上をしております。そういったもろもろを合わせて、感染症対策事業費としましては全体で2,659万8,000円という形で今回大きく計上させていただいたもの

であります。

最後になります。健康増進費の健康マイレージ関係であります。ご承知のとおり、これまで各種健診並びにがん検診等に対しますマイレージの付与を行ってまいりましたが、今回このマイレージの付与に今回ワクチン接種を勧奨させていただいておりますが、ワクチン接種者に対してもポイントを付与するというので、合わせて1,000ポイントを一応1人当たり予定をしておりますので、全体で3,000人分を今回計上させていただいております。したがって、報償費関係で300万円という形で、印刷製本につきましては、現在この商品券の印刷代ということで、こちらのほうを6,000万円予定をしておりますので、その分で16万5,000円ですね、を合わせて316万5,000円計上させていただいております。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第48号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第49号令和3年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第49号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第50号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第51号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第52号高鍋川南地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてを議題といたします。

議案第52号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第53号一ツ瀬川地区水利施設管理強化事業の事務の委託についてを議題といたします。

議案第53号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号木城町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第54号に対する総括質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第43号から議案第54号に対する総括質疑を終わります。

日程第17. 各常任委員会議案審査付託

○議長（中武 良雄） 日程第17、各常任委員会議案審査付託を議題といたします。

お諮りいたします。第6回木城町議会定例会に付議されました議案の審査については、お手元に審査日程表が配付してあります。このとおり、おのおのの案件を各常任委員会に審査付託し、本会期中にその審査結果を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第43号から議案第54号に至る議案については、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

日程第18. 散会

○議長（中武 良雄） 日程第18、散会。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日5日から6日までは休会、7日月曜日は本会議、午前9時開議で一般質問となっています。本日は、これで散会といたします。

議員の方は、控え室をお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時42分散会
